

月報

1988 10 月 号

シンガポール日本商工會議所

〈目次〉

(1988年10月号)

BLACK MONDAY後のアジア諸国の株式市場動向 … (日興マーチャント・ バンク (シンガポール) … 植月 貢…1	
シンガポール自動車税 …………… (豊田通商シンガポール (株)) …………… 豊田 紘一…8	
SDFの有効活動について …………… (National Productivity Board) 和田 巖…10	
JCCI ゴルフ・コンペ…………… (事務局) ……………16	
会員紹介 …………… ((株) 中央電線、鶴見輸送、 長谷川香料) ……………24	
理事会の動き ……………26	
9月の主な経済記事 ……………31	
広報欄 ……………39	
資料案内 ……………44	
編集後記 ……………46	

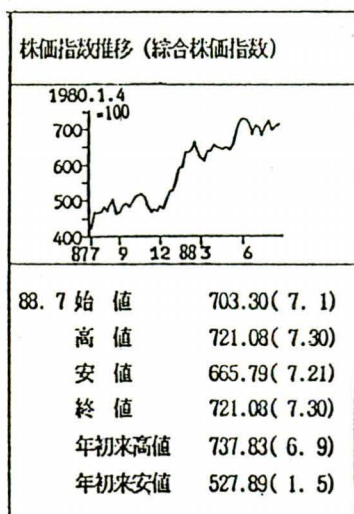
BLACK MONDAY 後の アジア諸国の株式市場動向

日興マーチャント・バンク(シンガポール)
植月 貢

1987年10月19日のNEW YORK株式市場での暴落は(一般には“BLACK MONDAY”と呼ばれています)東京市場だけでなく、アジア各国の株式市場にも大きな影響を与えました。このクラッシュ後のアジア各国の市場の動きを追っていきますと、東京市場との比較、各国経済の動向との対比において、大変おもしろい結果が出ています。

1. 韓国株式市場

1987年の韓国市場は、年初来上昇しつづけ、総合株価指数は1月5日の264.82からBLACK MONDAY当日の516.62まで、約2倍にはね上がりました。しかし10月20日には世界的な株価暴落の影響を受けて、全面安になり、12.23下落しましたが、外人投資家の投資を規制している韓国市場は外人売りに影響されない一種の安心感から逆に新値追いに転じ、10月26日には、517.15と新高値をつけました。しかしその後世界景気の後退、ウォンの切上げの加速化などで下げに転じました。しかし、11月16日の456.86を底にして回復に転じ、1988年は波行色をとめないながらも上昇基

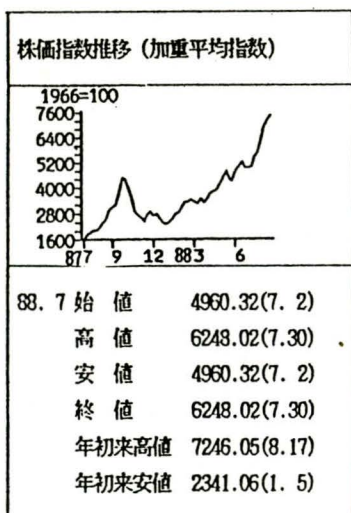


調を続け、6月9日には新高値の737.83を記録いたしました。年初から8月11日までの取引金額は、29.9兆ウォンで、昨年一年間の1.45倍になっています。同日現在で業種別株価指数の年初来上昇率の高いものは、建設+104.56%、銀行+69.45%、商業+65.81%、機械+55.57%、ガラス・土石+49.82%等々です。やはりオリンピック関連銘柄ともいえるべき建設及びそれに附随する銘柄に好リターンがみられるようです。この株価上昇の背景には、若干の政治的不

安がくすぶっているとは言え、当初の予想を大きく上回る経常収支（年間100億USドルを上回る）高い実質GNP（第一四半期15.1%、第2四半期9.0%）、6月末現在ですでに公的外貨準高は去年の2.5倍に、対外債務残高は去年末比19億ドル減の337億ドルに、等々の経済環境の大巾改善・進行に裏付けされたものと言えましょう。

残念なことに外人投資家は、直接投資が出来ない為にコーリャンファンドを通じてのみこのメリットを享受出来ました。

2. 台湾株式市場



1987年の台湾株式市場は、加重平均指数でみると1月6日の1063.13を底にして、6月～7月までゆるやかな上昇を続けていたが、7月に入り急速に上昇し、10月1日4673.14の高値をつけた後、警戒感と政府の信用取引規制強化を嫌気してBLACK MONDAYよりも前に暴落し、10月15日には3445.21と高値から26.3%も下落した状態になっていた。その後も、政府の6項目に及ぶ「緊急対策」（10月27日発表）にもかかわらず、この

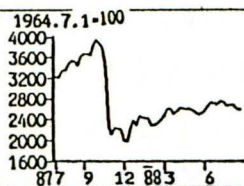
DOWN TREND はつづき、1988年の1月には、2341.06（1月5日）までつけ、高値から約半値になってしまった。

しかし好調に推移する貿易収支（1～4月20.7億ドル）高い伸びをみせる実質GNP、台湾“元”の急騰、国内の金余り現象を反映して、再びインデックスは上昇に向った。国民党第13回大会（7月7日～13日）における「現段階の大陸政策」の採択等々の自由化政策により、強気ムードが加速され、8月17日には7246.05の高値をつけ、年初と比較して、約3倍になっている。この中で金融・保険株が363%の上昇率で上げ相場のリード役となっている。

この台湾株式市場も外人投資家の直接投資を規制している為、AMEX上場の「台湾ファンド」等を通じてしか投資出来ない。

しかし、台湾政府は近い将来対内証券投資を自由化する方向で検討しているので、外人にとっても魅力的なマーケットになるでしょう。

株価指数推移 (ハンセン指数)



88. 7 始 値	2684.64 (7. 1)
高 値	2772.53 (7.12)
安 値	2647.41 (7.25)
終 値	2678.92 (7.29)
年初来高値	2772.53 (7.12)
年初来安値	2223.04 (2. 9)

3. 香港株式市場

1987年の香港株式市場は、“BLACK MONDAY”まではやはり大変好調に推移していました。ハンセン指数でみると1987年1月20日の2449.88を底に上昇をつづけ、10月1日には3949.73と4000の大台乗りをうかがっていました。この間に香港企業の増資が相次いでおり、1～9月の株式市場からの資金調達額は、既に86年の4倍弱に達し、やや供給過剰気味になっていましたが、香港ドルの対米ドルペッグ・レートの切り上げのうわさも

流れ、外からの資金流入も激しく、株式市場は堅調でした。しかし、NY市場の暴落を受けて、10月19日に421ポイント安となり、翌20日から23日までの4日間取引所は閉鎖され、26日(月)に取引が再開されると売り物が殺到し、ハンセン指数は1121ポイント安(下落率33.3%)と空前の記録を残しました。

事態を重くみた香港政庁は①プライム・レートの引下げ②先物取引所に対する40億HKドルの緊急融資③大株主による株式買付け制限の撤廃などの安定化政策を相次いで発表したが、取引所閉鎖、先物取引業者のデフォルト等々で外人投資家からの不信任はぬぐえず、11月5日には1960.90と2000ポイントをあっさり割ってしまいました。

1988年に入っても香港経済のファンダメンタルズは好調に推移しているにもかかわらず、株式市場の戻り歩調はやや鈍い動きを示しています。7月12日にハンセン指数は、2773ポイントと昨年10月の暴落後の高値を付けましたが一日当りの平均売買高は、9億HKドルと大きく減少したままです。

この不調の原因としては①暴落後とられたプライム・レートの引き下げが、今年に入って数回にわたって引き上げられ、現在は9.5%と2桁台に近くなった。②この金利上昇が不動産市況に悪影響を及ぼすと懸念され始めた。③再び株式市場での資金調達が活発になり、供給過剰気味である。

④貿易収支が3月から赤字に転じた等々が考えられます。

しかし、民間消費支出は実質所得増を反映して順調に伸びており、設備投資も合理化投資を中心に好調です。従って、内需は昨年程ではないが、8%台の伸びが期待でき、今年度の実質経済成長率は7%を確保できる。ただインフレ率は国内需要増、高率の賃上げで上昇し8%台になる見込みです。

4. タイ株式市場

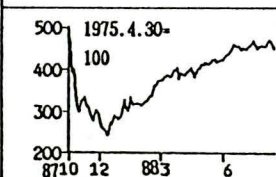
1987年のタイのバンコック証券取引所のSET指数は順調に上昇をつづけ、“BLACK MONDAY”前の10月16日に最高値472.86をつけた。これは、タイ経済が順調に伸びたことによるものである。実質GDPでみると、1985年が4.0%、1986年5.4%、1987年は11.4%にもなった。又貿易収支の赤字は続いているが、貿易外収支、資本収支の大巾増加で、外貨準備高が、1987年12月末で40億USドルと86年の28億USドルに比して急増したことにによる。

しかし、NY市場の暴落はこのマーケットにも大きな影響を与え、200ポイント近い下げにみまわれた。この為タイ政府は①証券業界が共同基金を設立し(約20億バーツ=約110億円)この拠出金によりマーケットの買いざさえを行った。②SETは預託証拠金を70%→50%へ引き下げると共に、値巾を従来の10%→5%に強化③タイ中央銀行は証券会社による株式投

資を資本金の60%までに制限していたのを100%までに緩和等々の施策をやつぎばやに実施した。しかし、SET指数は下げつづけ、1988年1月4日に287.71をつけたが、これを底にして反発しはじめた。

タイの成長性に目をつけた外人投資家が、タイ・ファンドを募集し、この資金がタイ株式市場に注入されると共にSET指数は、急速に回復に向かった。ちなみに、5月末日興証券が内国民待遇のインセンティブを受けて設定した「タイ・グロース・ファンド」は、Net Asset Valueですでに大きく値上りをしている。

株価指数推移 (SET指数)



88. 7 始 値	450.98(7. 4)
高 値	469.39(7.14)
安 値	450.98(7. 4)
終 値	457.01(7.28)
年初来高値	471.45(8. 8)
年初来安値	287.71(1. 4)

8月に入って、総選挙の結果、与党連合が過半数を守り、政局も安定したことから、SET指数も上昇し、昨年の暴落前の高値にあと一步というところまで迫った。上場企業117社中99社の今年上半期の純利益は前年同期比で60%増加と好調、国内金利上昇の懸念はあるものの高値更新もそう遠くないと思われる。

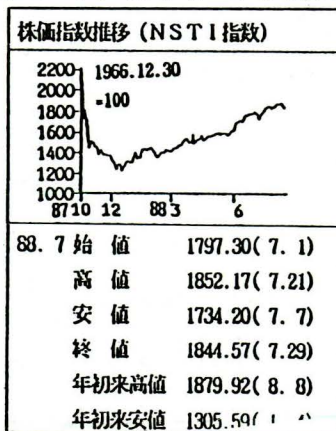
5. マレーシア株式市場

マレーシア株式市場の「NEW STRAIT TIMES INDEX」(NSTI)は、1987年8月10日に2,252.26の高値を記録した後、シンガポール株式市場と同様に、NEW SETTLEMENTシステムの導入で、調整局面に入っていました。が、やはりNY市場の影響を受けて、10月19日に150.57ポイント安、翌20日には194.44ポイント安と大きく反落しました。

その後、10月27日に治安維持法の発動、与党UMNOの内部対立と政治的不安もあり、12月3日には安値1206.58をつけ、やっと底値を確認しました。

一方、マレーシアの経済は、GDPで見ますと、86年の1.2%から87年には4.7%、1988年は政府予想5.3%、民間予測6~7%と好調に推移していますし、一次産品の価格が堅調、国内消費及び投資も拡大という順調な推移です。又1987年に初めて、工業生産高が農業生産高を上回り、GDPに占める工業部門のウェイトが23%に高まることも確実です。

この好調な経済をバックにして、NSTI指数も上昇し8月8日には今年最高の1879.92ポイントをつけました。年初からの株価指数上昇率は44%とシンガポール市場を上回るパフォーマンスを示しています。この要因は、ゴム、パーム油価格の上昇、それによる外人投資家のプランテーション株への投資、低金利（公定歩合は3%前後で推移）海外からの直接投資の増加（上半期ですでに37億リング）等々によるものです。今後このマーケットは、日本及び欧米の証券会社、機関投資家の関心を高めていくことでしょう。



6 シンガポール株式市場

シンガポールの株価指数「STRAIT TIMES INDEX」は1987年々初は、882.24でスタートいたしました。経済の好調（実質GDP8.8%の伸び）を背景にして8月26日に1505.40の史上最高値をつけた後、新しい受渡しシステム（VALUE DATEが7日目になった）の導入で人気が薄れていところで“BLACK MONDAY”を迎え、10月19日に169.14安、翌20日には1,000の大台を割って996.82で引けました。

その後も下げつづけ、12月7日に700.45までつけ高値からみると半値以下になりました。

1988年に入り、経済環境のよさを背景に戻りに転じ8月8日には1,177.87を付けました。これは8月8日にリー・クァンユー首相が、今年上半期の成長率を11%と発表、年度を通じて9%もしくはそれ以上に達すると述べたことによるものです。

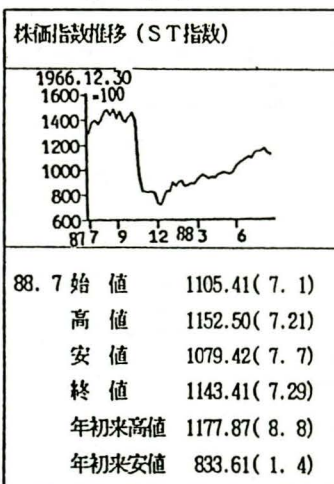
ただ国内金利は、4年間低下し続けてきたプライム・レートが8月4日にUOBによって引き上げられ、翌週その他の3行もこれに追随した（5.25%→5.50%へ）様に上昇傾向にあります。物価上昇率は今年度2～3%と安定しているため、再び株式市場は上昇基調を強めていくものと思います。

政治的には、9月3日に国会の選挙、その後リー首相の引退と同時に大統領就任と目まぐるしく動きそうですが、集団指導体制に移行しても大きな政策の変更はないと思います。

従って序々にではありますが外人投資家もどってくるものと期待します。

このように東南アジアの株式市場は、東京市場と同様に総じて堅調な動きを示しています。

これは、日本の経済が好調に推移し、その好影響が東南アジア諸国に大くのメリットをもたらしているからだと思います。



日本を中心としたこの東南アジア諸国は、今後この5年間大変大きな変化をとげるものと思いますし、又欧州におけるEC諸国以上の成長率を示すものと思います。

株式市場にとって、やはり一番大事なことは、政治要因よりも経済のファンダメンタルズが良いという事です。その点からも、この東南アジア諸国の株式市場は投資家にとって大変魅力があり、大きなリターンが期待できるといえましょう。特に日本の機関投資家の関心が高まりつつあり、又今後、市場のLIQUIDITYが増すにつれて、継続的に資金が投入されるものと思います。

シンガポールの自動車税

豊田通商シンガポール

豊島 紘一

酷暑、赤道直下(?)での毎日のお勤め御苦労様です。先回はシンガポールに於ける自動車市場について述べさせて頂きましたが、今回は、恐らく皆様方の99%以上の方々がびっくりされていると思われるシンガポールでの自動車の価格、すなわち課税額について簡単に述べさせて頂きたいと思います。シンガポールではほとんどの物品が無税ですが、例外的に自動車には高率の課税が付されて居ります。理由と致しましては、シンガポール政府が乗用車の保有率を12人に1台とする非公式ガイド・ラインを打ち出し、重課税により保有率の上昇を押さえようとしている為であります。

乗用車に対する税には新車購入時に課税される輸入税、登録料及び追加登録税、毎年課税される道路税等があります。新車価格の大きなポジションを占める輸入税、登録料及び追加登録税は下記の通りとなっております。

1. 輸入税

税率は排気量、輸入価格に関係なく一率45パーセント。課税対象額はオープン・マーケット・バリューと呼ばれるCIFコストを約10パーセント・アップした額。

$$\text{輸入税} = (\text{オープン・マーケット・バリュー}) \times 0.45$$

$$\div (\text{CIF} \times 1.1) \times 0.45$$

$$\div \text{CIF} \times 0.495$$

例えば、CIF 100 万円の車輛の場合、輸入税は約49.5 万円となります。

2. 登録料

排気量には関係ありませんが、登録形態により異なり、個人登録の場合はS\$1,000 (約6万円)、会社登録の場合はS\$5,000 (約30万円)。

3. 追加登録税

前記オープン・マーケット・バリューの175パーセント。

追加登録税 = (オープン・マーケット・バリュー) × 1.75

$$\div (\text{CIF} \times 1.1) \times 1.75$$

$$\div \text{CIF} \times 1.925$$

例えばCIF 100万円の車輛の場合、追加登録税は約192.5万円。

但し、会社登録の場合は適用されませんが、個人登録で代替えの場合、すなわち、現在所有の車輛の登録を抹消（スクラップ）して同クラスの新車を購入する場合には下記の優遇追加登録税が追加登録税にかわり適用されます。

<u>排気量 (cc)</u>	<u>優遇追加登録税</u>
1000 以下	追加登録税 × 0.45
1001-1600	" × 0.50
1601-2000	" × 0.55
2001-3000	" × 0.60
3000 以上	" × 0.65

スクラップの権利は初登録後10年間有効で、10年を過ぎた車輛から新車への代替えには、この優遇処置は適用されません。

上記の通り、新車購入時での課税額はCIFコストの242パーセント + 登録料となり、例えばCIF 100万円の車輛で個人登録の場合約248万円の税金が課せられ車輛価格に折り込まれますので、非常な高価なものとなってしまいます。

但し、特に個人登録の場合、初登録後10年以内はスクラップの権利がありますので、10年未満の車輛の中古価格も日本と比べ非常に高く、例えば、1979年初登録の1300ccクラスの中古車の業者買取価格はS\$ 14,000 ~ S\$ 15,000 約100万円程となって居ります。車輛の高級化及び円高等に伴う新車価格の上昇、シンガポール政府の税率アップによる車輛総量規制の強化がある場合には、更に中古車の市場価格は上昇し、実際、数年前にあった様に、今、お手持ちの車輛が帰国時に購入価格とあまりかわらない値段で売却できるようになるかもしれません。

皆様方の幸運を祈って居ります。では又、誌上にて御会い出来る迄さようなら。

SDFの有効活用について

National Productivity Board

和田 巖

1. 背景

今年の6月16日、日本商工会議所に於て、国家生産力局（NPB）のマー・ポー・タン長官と日本企業経営者の代表者との間で、生産性問題に関して意見交換が行われた際、マー長官から日本企業はSKILLS DEVELOPMENT FUND（SDF）の訓練グラントをもっと有効に活用すべきなのではないか、との指摘がありました。

SDFは、ご承知の通り、シンガポール企業の訓練活動を振興する目的で1979年10月に設立されましたが、確かに、日本企業は他国籍の企業に比べ、受け取ったグラントの総額はかなり低いといえます。日本企業は訓練に熱心なことで名が高いのに、これはおかしいのではないかと。制度として存在するのであるから、是非もっと有効に活用していただきたいというのがNPB長官の要望でした。

そこで、日本商工会議所の月報をお借りして、SDFの最近の方針変更等も含めて、SDFの仕組みについて説明させていただき、もっと数多くの日本企業にSDFのグラントを活用していただければと考え、筆を執りました。

2. SDFの新方針

SDFは、設立当初、月額給与750ドル以下の作業員1人に対し、その給与の4%を課徴金として徴収していましたが、シンガポール経済の後退に伴い、その率は低下し、1986年4月以降現在に至るまで1%を徴収し、基金としています。一方、グラントの使用状況はというと、数の上では圧倒的に少い上級職に就いている従業員の訓練にグラントの大部分が使用されていたのが実情でした。

そこで、シンガポール政府は、1987年5月に新しい方針を打ち出し、下級職従業員（具体的には、月額給与750ドル以下の者、またはAレベル終

了者以下)の訓練重視を明確にしました。つまり、上級職者の訓練は企業自身の負担で実施してもらい、SDFはそのグラントを下級職者の技能向上及び能力向上に振り向けることにより、シンガポールの労働力人口の底上げを図りたいということです。

3. 新しいグラントの支給方式

この新方針に沿って、SDFは訓練に要した費用に対しグラントを支給していた従来の方式を大幅に改め、簡略化しました。新しい方式は：

- (1) 社内で行われる訓練プログラムに対しては、被訓練者の訓練時間1時間に対し一律2ドルを支給する。NTC-2級、3級を目指す、フルタイムの専門機関によるアプレンティスシップ・プログラムに対しても、同じ全額が支給される。

ここでいう、社内の訓練プログラムとは、社内の講師又は管理監督者による訓練プログラムを意味しています。

- (2) 海外での訓練に対しては、被訓練者の訓練時間1日に対し一律80ドルを支給する。但し、訓練の最長期間は12週間迄とする。
- (3) 訓練コースの料金に対し、その30%、50%、又は70%が支給される。但し、上限は、被訓練者の訓練時間1時間に対し10ドルとする。

ここでいう訓練コースの料金とは、企業が第三者の訓練実施者に対して支払う料金であり、実施者は外部のコンサルタントでも訓練機関でもよい。また、訓練コースは外部のものだけでなく、企業内のニーズに合せ、開発した訓練コースでもよい。

この新しい方式の下では、

- (1) グラントの支給がわかり易くなり、企業はいくらグラントが支給されるか計算することができる。
- (2) 企業にとって、訓練コースの料金以外のコストを正当化する必要がない。
- (3) 同様に、訓練コースの料金以外計算する必要がなく、グラントの返還要請手続きが簡略化された。等の改善が見られます。

ただし、新しい方式の適用後、従業員の学歴構成が高い企業では、以前と異り、SDFのグラントを受けることが非常に難しくなっています。

4. SDFの支援を受けられる条件

SDFの金銭的な支援を受けるには、3つの基本的な条件を満たす必要があります。

(1) きっちりした訓練プログラムが存在すること

SDFの支援を受けられる訓練プログラムとは、

- a. 技能の向上、知識の修得、あるいは作業態度の改善といった明確な目的があること。
- b. 訓練の内容が事前に計画されていること。
- c. 訓練の期間が明示されていること。
- d. 資格を備えたトレーナーが、予め計画された訓練内容に沿って指導すること（技能訓練の場合には、職長でも可。）
- e. 訓練終了後、被訓練者の達成度をチェックする仕組み（例えば試験）が望ましい。

この条件に従えば、最新情報に接するべく参加したセミナーや会議は訓練プログラムと認められませんが、新入社員に対して行われる会社や新しい仕事の説明もSDFの支援を受けることはできません。

(2) 作業者の能力向上に資すること

SDFの新方針が、技能訓練及び作業者の能力向上を重視している結果、

- a. 医者、法律家、会計士、建築家といった専門職の能力向上
 - b. 高専卒業後のディプロマ、学士、あるいは修士といった資格取得を目的とした教育訓練
 - c. 企業経営者を対象とした訓練プログラム
 - d. エンジニアや高級管理者を対象とした訓練や関係機関への派遣
- 等は、SDFの金銭的支援を期待できません。

(3) 経済的な価値を有した技能訓練であること

宗教関係や音楽関係の訓練は、当然のことながら、SDFの対象外です。

5. SDFが望む訓練のタイプ

SDFは技能者の能力向上や、新しい技能の修得を目ざしているため、次のような訓練プログラムが最も望ましいタイプの訓練といえます。

- (1) COSEC、生産性に関する訓練、あるいは職長訓練といった、一般的な技能向上を目的とした訓練プログラム
- (2) NTC-2 級、3 級を目指す技能訓練コース、料理技能の向上、あるいはマーチャンダイジングといった技能／職業訓練プログラム
- (3) BEST とか WISE といった、基礎的な教育訓練プログラム

6. SDFによる補助付き訓練プログラム

SDFは、企業が従業員の能力向上に適した訓練プログラムを選択しやすくするべく、各種学校や訓練機関が公に実施している訓練プログラムの中から、SDFが補助可能なもの（通常は、コース料金の50%または70%）を選んで明きらかにしており、APPROVED-IN-PRINCIPLE (AIP) SYSTEM と呼ばれています。訓練機関等が出版しているカタログには、どのプログラムがどの程度SDFの補助を受けることができるか明確にうたっています。自動的にSDFの補助を受けることができない上級管理者向きプログラムには、SDF: INDIVIDUAL APPLICATION とあり、個別に企業がグラント申請はできますが、グラントは受けられないかもしれないことが示されています。

企業がAIPで認められている訓練プログラムに従業員を参加させた場合には、訓練機関に備えつけられている短い申請書を埋めて提出し、訓練終了後に支給を要請するだけでよい。

7. 従業員訓練計画

SDFは、企業による訓練活動を一層活発にするために、企業による従業員訓練計画 (WORKER TRAINING PROGRAMME - WTP) の策定を強く推めており、SDFは企業からこの計画が提出された場合、グラントを訓練の実施前に支給できるようになりました。

企業がこのWTPを利用してSDFのグラントを受けるためには、条件が2つあり、まず1年間（あるいは半年間）の訓練計画を提出すること、更に、この訓練計画に含まれる訓練プログラムによって下級職従業員（月給750ドル以下もしくは最終学歴がAレベルか、それ以下の従業員）の少なくとも30%以上が訓練されることが必要です。つまり、WTPが提出されても、上級職者のみを対象にした訓練プログラムにはグラントが支給されません。

尚、この長期間の訓練計画を提出した後に、個別のプログラムが実施された場合、勿論 WTP とは別にグラントの支給を要請することができます。

8 日本企業へのアドバイス

以上、SDF の仕組みについて概略説明しましたが、日本企業が特に関心を示しそうなポイントを 2 点選り解説を加えました。

(1) 日本への研修

日本企業は地元スタッフを研修の目的で、数多く日本の工場や本社に送り出していますが、この場合、スタッフが高専卒以上のシニア・スタッフではなく（複数の場合は、過半数が条件に適した者である必要あり）、日本での研修日程と内容を明示すれば、SDF のグラントを受けられます。日本企業の中でこのグラントを受けている企業は、本社に依頼し、訓練の日程と内容を送ってもらっているとのこと。

(2) 企業内訓練(OJT)

日本企業は従業員を訓練するに当り、外部の訓練コースに参加させるより、企業内で、仕事を通じて訓練するのが普通ですが、この企業内訓練は SDF のグラントの対象になり得るのか否か。

答は、YES です。但し、SDF のグラントを受けられる OJT は次のような条件を満たすことが必要です。

- a. 訓練内容が明示されていること
- b. 訓練スケジュールが存在すること
- c. 指導する者（職長でも可）が実際に指導していること

つまり、正式に書き表わされた訓練プログラムに沿って、正式のインストラクターの下、訓練が実施されることが条件であり、訓練すべき内容は職長の頭の中にだけ存在し、訓練する日程も不明確で、職長の手が空いた時には指導するが、あとは実際の生産活動に従事しているといった場合には、SDF のグラントを受けることはできません。

アメリカ系の企業の多くは SDF の活用度が高く（SDF に払っているより多くのグラントを受けとっている企業が多いそうです）、企業内訓練に対してもグラントを受けている企業が多くありますが、アメリカの企業

は、通常、人事部の他に訓練部をもち、フルタイムのトレーナーを何人も
かかえているという利点があります。これに加えて、アメリカ系の企業は、
日本企業に比べ、企業内訓練の内容を明示することに長けているように思
えます。

9. 結び

この文を読んで、ひとつSDFをもっと有効に使ってみようとお考えに
なる企業がありましたら、次のところに御連絡下さい。できる限りのご協
力をいたします。

National Productivity Board

シンガポール生産性向上プロジェクト (PDP)

長期専門家 和田 巖

TEL. 279-3844(直通)

J C C I 会 員 懇 親 ゴ ル フ 大 会 開 催 中

今、シンガポールの日系企業の間で熾烈(?)な戦いが進行しています。

シンガポール日本商工会議所(JCCI)は、創立20周年を来年に控え、会員の親睦を第一に、スポーツを通じてお互いにもっと知り合おうとのスローガンをかけ、JCCI懇親ゴルフ大会(実行委員長・菊池会頭)を企画致しました。

恒例となっております来年3月末の会員懇親会までに試合を終え、その会場にて表彰式を行いたいと予定しています。

不運にも第一回戦でくやし涙をのまれた企業の方には次の敗者復活戦で勝名のりをあげて頂くよう、再起をかけて備えを怠らないようお願い申し上げます。

これまでの第一回戦でのベスト・スコアは、三洋電子さんの136(二人のネットスコアの合計、於：ラッフルズC.C.レイクコース)でした。どのコースを選ぶかまた、パートナーとのチームワークの良さをいかに発揮できるかが勝ち進んでいける一つのメルクマールとなっているようです。中には同ネットとなり、抽選やハンディ・キャップの差で明暗の差が出たところもあり、パートナー不調、ご本人も歯痛のため本来の実力が発揮できなかったところもあったようです。

ご参加されている会員(惜しくも第一回戦にて敗退)の中からうれしいお言葉を頂きました。「日頃、日系企業とおつきあいはあっても、全く異業種の方と知り合いになれる機会は少なかった。今回それができて大変良かった。シンガポールの日系企業はほんとにいろんなところで活躍されているんですね。」

今回は、第一回戦の途中経過をご報告いたします。

J C C I 懇親ゴルフ組合せ及び 第 1 回戦の途中経過報告

会 社 名:	ネットスコア	CLUB
1. 東 芝 大正海上火災保険	149 147	S I C C B U K I T
2. 横浜銀行 三洋電子	149 136	R A F F L E S L A K E
3. 富士通マイクロエレクトロニクス 大林組	187 154	S I C C O L D
4. 松下無線機器 日本交通公社		
5. 川崎シンガポール 伊藤忠商事	150 156	S I C C N E W
6. 島野シンガポール 天竜シンガポール	165 166	R A F F L E S P A L M
7. 東洋信託銀行 岩谷シンガポール	158 157	S I C C O L D
8. タイグレス 伊 勢 丹	164 150	T A N A H M E R A H O L D
9. バンドー化学 三菱電子	158 143	S I C C O L D
10. 富士製油 川鉄商事	185 156	S I C C B U K I T

会 社 名：

ネットスコア：

CLUB：

1 1. ダイケン・オーパーズ
日立建機

154
157

JURONG

1 2. 日本大使館
全日空ホテルズ

1 3. 三井銀行
シンガポール・オナバ

141
149

SICC
OLD

1 4. 五洋建設株式会社
プリヂストン・シンガポール

148
145

SICC
BUKIT

1 5. 兼松江商
日本通運

145
151

SICC
SIME

1 6. 東レ
蝶理

1 7. 第一勧業銀行
NECシンガポール

1 8. 三菱商事(株)
小松フォークリフト

155
156

SICC
BUKIT

1 9. 竹中工務店
三菱電機

2 0. 富士銀行
JCCI

会 社 名:

ネットスコア:

CLUB:

21. 株式会社トーマン
日立ケーブル

146
162

SICC
OLD

22. 富士電機産業
三和銀行

23. 博報堂
三菱銀行

155
177

SICC
SIME

24. 住友銀行
明電

25. 日商岩井
富士通

139
148

SICC
OLD

26. シンガポール住銀リース
川崎製鉄(株)

172
148

SICC
BUKIT

27. 宇徳運輸
日本航空

161
158

SICC
BUKIT

28. ソニー・シンガポール
イワタ・インダストリアル・ガス

149
157

SICC
NEW

29. イー・シー・イー・ダイキン
日立エレクトロニック・デバイス

142
148

RAFFLES
LAKE

30. (日本貨物航空
栗原工業(株))
住友電気インターコネクト・プロダクト

164
160

SENTOSA
NEW

会 社 名:

ネットスコア:

CLUB:

31. (大日本スクリーン
ダイタン株式会社)
J E T R O

153

JURONG

157

32. ニチコン
新日本証券

171 (ハンディーキャップ
の巻にて)

TANAH MERAH
NEW

33. (産経旅行
日本特殊陶器)
日本海事検定協会

34. 東京海上火災保険
(川崎重工業株式会社)
日本ビル・サービス

143

SICC
BUKIT

168

35. ナショナル・オクジエン
(ソニー・インターナショナル)
クラウン・ライン

158

SICC
OLD

151

36. 昭和電工
(オリム
SMK エレクトロニクス)

155

SENTOSA
NEW

148

37. ニチメン
鹿島建設

154

SICC
OLD

145

38. (TRADE & INDUSTRIAL)
日本郵船
日新製鋼

153

SICC
BUKIT

152

39. (日本タバコ
吉川ケミカルス)
高島屋

74

SICC
SIME

73

66 (1名参加)

40. 神戸製鋼所
(久保田鉄工)
野村貿易

160

SICC
OLD

156

会 社 名:

ネットスコア:

CLUB:

41. (シャムロック・シッピング)
樫本
協和銀行

156

153

SICC
NEW

42. 日本人会
(鉄建建設
中川防蝕工業)

138

148

SICC
BUKIT

43. (ジャパン・グリーン・ホテル)
富士火災海上保険
大和銀行

44. (太陽トーイ)
トキコ
(カネカ)
栗田工業

152

169

JURONG

45. (NHKガスケツト)
野崎産業
住友信託銀行

151

174

SENTOSA
NEW

46. MSP鉄鋼
電通・Y&R

47. 東京銀行
新日本製鉄

150

148

SICC
BUKIT

48. 日産建設
三井物産

140

150

SICC
NEW

49. 日本勧業角丸証券
日立造船

180

155

SICC
SIME

50. サンキョー・セイキ
シンガポール大丸

154

172

SENTOSA
TANJONG

会 社 名:

ネットスコア:

CLUB:

- | | | | |
|-----|---|-----------------|-----------------------|
| 51. | 高砂熱学工業 <input type="text"/>
日本海事協会 <input type="text"/> | 147
175 | SICC
NEW |
| 52. | 三井信託銀行 <input type="text"/>
住友商事 <input type="text"/> | | |
| 53. | 千代田加工建設 <input type="text"/>
丸紅株式会社 <input type="text"/> | 145
162 | SICC
BUKIT |
| 54. | 凸版印刷 <input type="text"/>
NEC・エレクトロニクス <input type="text"/> | | |
| 55. | 富士写真フィルム <input type="text"/>
エヌ・エス・ジー <input type="text"/> | | |
| 56. | クリエイティブ・ツアーズ <input type="text"/>
(日 建 設 計) <input type="text"/>
(住 友 建 設) <input type="text"/> | 168
151 | TANAH MERAH
GARDEN |
| 57. | 郵船航空サービス <input type="text"/>
安田信託銀行 <input type="text"/> | 180
176 | SENTOSA
NEW |
| 58. | 西松建設 <input type="text"/>
太陽誘電 <input type="text"/> | 158
164 | TANAH MERAH
GARDEN |
| 59. | 日本火災海上保険 <input type="text"/>
東芝電子亞洲 <input type="text"/> | 161 (抽選)
161 | SENTOSA
NEW |
| 60. | (シガール 神戸) <input type="text"/>
(京 都 度 器) <input type="text"/>
サ ン ケ ン <input type="text"/> | 159
157 | SENTOSA
NEW |

会 社 名：

ネットスクア：

CLUB：

61. ジョウ・エンジニアリング
(山崎建設)
(ネミック・ラムダ)

62. 大宏エレクトロニクス
国際協力事業団

154
167

TANAH MERAH
GARDEN

会 員 紹 介

** CHUO ELECTRIC WIRE SINGAPORE PTE LTD

((株) 中央電線)

所 在 地 : Blk 998 Toa Payoh North #01-14-18, Singapore 1231.

電話番号 : 2513355, Fax: 2516555

設 立 : 1988年5月(登記)、1988年8月(操業)

形 態 : 子会社

代 表 : 佐藤 正雅 (専務取締役)

Mr M Sato (Managing Director)

従業員数 : 90名、日本からの派遣社員3名

事業内容 : 電線、電纜の加工及び合成樹脂の成形加工、ハーネス、フラット
ケーブル、ジャンパーワイヤー、コネクターピン、ピンコード、
A Cコード。

(会社の特色)

実績は信用から生まれる。信用は品質、納期から得られる。

2〜3年の内に加工部門をマレーシア等近隣諸国にシフトしたい。

** TSURUMI YUSO CO LTD

Singapore Rep. Office

(鶴見輸送株式会社)

シンガポール駐在員事務所

所 在 地 : 16 Raffles Quay #38-02, Hong Leong Building, Singapore 0104.

電話番号 : 2259322. Tlx: RS 25124, Fax: 2259826

設 立 : 1988年6月(登記)

形 態 : 駐在事務所

代 表：田中 孝昌（駐在員事務所長）

Mr T Tanaka (Representative)

従業員数：3名、日本からの派遣社員1名

事業内容：海運業

（会社の特色）

東南アジア／日本を中心とした石油製品、ケミカル製品及び糖蜜、動植物の海上輸送を主にしている。

** T. HASEGAWA CO LTD

Rep. Office in Singapore

（長谷川香料株式会社）

シンガポール駐在員事務所

所在地：268 Orchard Road #04-06, Yen San Building Singapore 0923.

電話番号：7346161, Fax: 7347557

設立：1988年5月（登記）

形態：駐在事務所

代表：畑江 成郎（理事／駐在員事務所長）

Mr S Hatae (Director / General Manager)

従業員数：2名、日本からの派遣社員1名

事業内容：取扱品目：食品用・化粧品用香料、その他各種香料、食品添加物、色素他。

販売先：日本国内、海外大手食品メーカー、化粧品メーカー等。

仕入先：日本国内、海外天然香料原料、化学薬品等メーカー、
ならびにサプライヤー。

（会社の特色）

「香りを通して一つの文化を形成してゆく社会的責務を担いたい。」との理念を基に、時代にマッチしたあらゆる香りへの要求をクリアーすべく注力している。

また、将来は「香りのインターナショナル化」の実現に努めたい。

理事会の動き

第231回 1988年10月11日（火）午後12時30分～

議事に先立ち、牧 (THE POLYOLEFIN COMPANY (S) PTE LTD) 理事からご帰国の挨拶、並びに後任の末永 (THE POLYOLEFIN COMPANY (S) PTE LTD) 理事からご着任の挨拶があった。

さらに後程、光川（大阪商船三井船舶）理事からご着任の挨拶があった。

議 事：

菊池会頭海外出張のため、小出副会頭が議長となって議事を進めた。

1. 前回議事録承認

異議なく承認された。

2. 審議事項

(1) CONSTRUCTION INDUSTRY DEVELOPMENT BOARD (CIDB) への代表者派遣について

10月7日付、CIDB・ボード・メンバー、ジミー・コー氏より書面にて依頼のあった“THE RESOURCE PANEL”の下部委員会にJCCIとしての代表を派遣してもらいたいとの件について審議した結果、JCCI建設部会員の中から、しかるべき人選を行い、派遣することが承認された。人選については建設部会担当理事、部会長及び事務局に一任し、人選の結果は、次回、11月度の理事会にて、報告することとなった。

当委員会では、シンガポール建設業界のおかれている環境を再検討し、当業界の発展を促進するための勧告及び行動計画を提案する。

(2) SKILLS DEVELOPMENT FUND (SDF) ADVISORY COUNCIL メンバーの委嘱について

SDF・SECRETARY ジョン・タン氏より、10月5日付書面にて依頼のあった ADVISORY COUNCIL メンバーの一人として川添理事（東芝

シンガポール)を再度お迎えしたいとの件について審議した結果、川添理事のご承諾を得て、満場一致にてお願いすることとなった。

(3) SNEF ボード・メンバーの人選について

9 月度理事会にて徳永 (横河電機) 理事ご帰国に伴う SNEF ボード・メンバーの人選について、10 月度理事会までに人選を終え、理事会席上にて承認を得ることとなっていた。審議の結果、野口 (住友商事) 理事に、ご本人の承諾を得てお願いすることが満場一致にて決定した。

3. 報告事項

(1) EDB 主催 “GLOBAL STRATEGY CONFERENCE” について

EDB のプレスリリースに基づき、事務局より以下の報告を行った。

日 時：1988 年 10 月 24～25 日 (会議)

場 所：ウェスティン・ホテル

主 催：EDB

共 同：NATIONAL COMPUTER BOARD, TELECOMS, TDB,

スポンサー PSA, CAAS, STPB, JTC, PUB

キーノート・

アドレス：リー・クワン・ユー首相

議 長：3 つのビジネス・パネルと 1 つの政府・パネルに分れ、各パネルの議長は日本、米国、ヨーロッパの各在星大使が務める。日本からは深田・元シンガポール大使が来星され、議長を務められる。

会議の目的：① シンガポールが経済発展の次の目標としている～先進国への移行～に貢献できるよう、在星企業の活動を奨励すること。

② グローバル企業から彼等のグローバリゼーションの見通しについて情報を得ること。

③ シンガポールの魅力を国際ビジネス・コミュニティに提示すること。

④ シンガポールがグローバル企業の世界戦略にどのような役割を果たすことができるか探ること。

ジャパン・パネルについて：議長は深田・元シンガポール大使が務められることになっており。パネリストは以下の3氏が予定されている。

松下エレクトリック (MR. SEKI)

三井銀行 (MR. NAKAMURA)

セイコー電子工業 (MR. HARA)

(2)部会・委員会等開催報告

☆ 9月14日(水) 第二工業部会 (佐久山理事・報告)

部会員の中から、他の工業部会の工場を訪問してはどうかとの希望があったので、今回はベドックにある横河電機のご厚意により、工場を見学し、その後懇談した。

☆ 9月22日(木) 第三工業部会 (勝山理事・報告)

今年度の賃上げ状況について懇談した。その結果、初任給は調整を含めて平均8%前後であった。但し、この中にはCPF負担増分(2%)は含まれていない。

11月の生産性向上月間に合わせて、今年度も第三工業部会主催の“事例研究発表会”を11月4日午後に予定している。今年度はスピーカーとして部会員の5社に依頼した。

☆ 9月23日(金) 貿易部会 (名取理事・報告)

TDBの機能についてJETROの野島所長に話を聴いた。今後TDBとのパイプを深めたいと考えているので引続き、野島所長にご協力を要請した。部会員相互の意志の疏通を図る目的から、以下の2名の方に部会としての幹事をお願いした。

反木 靖 氏 (ユニトウショウ)

森 宏允 氏 (川鉄商事)

☆ 9月15日(木) 経営研究委員会 (石川事務局長・報告)

国方 (シンガポール・タイム) 理事のご厚意により、同社の工場

を訪問し、懇談した。なお、国方理事より、今年10月1日から社名をセイコー・インスツルメントツ・シンガポールに変更する旨のご発言があった。

① 部 会

- 9月14日(水) 第二工業部会(横河電機工場見学)
- 22日(木) 第三工業部会
- 9月23日(金) 貿易部会
- 27日(火) 建設部会
- 10月10日(月) 第三工業部会打合せ

② 委員会

- 9月15日(木) 経営研究委員会
- 10月 6日(木) 広報委員会
- 11日(火) 運営担当理事会

③ 懇談会等

- 9月14日(水) 日本鉄鋼連盟・輸出組合ほか鉄鋼海外市場調査委員会ミッションとの懇談
- 15日(木) 上尾商工会議所青年経済人NICS視察団研修会ご一行との懇談
- 16日(金) 武藤・名古屋商科大学・商学部教授との懇談
- 16日(金) 習志野商工会議所ご一行との懇談
- 19日(月) 福岡市港湾局代表団との懇談
- 22日(木) 茨城県東南アジアポートセールス団との事前打合せ
- 10月 3日(月) 沢田・安田火災海上保険株式会社・アジア中東大洋州部副部長との懇談
- 3日(月) MR. TAN WEE TECK・CONSTRUCTION INDUSTRY DEVELOPMENT BOARD(CIDB), SENIOR DEVELOPMENT OFFICER, BUSINESS DEVELOPMENT DEVISIONとの懇談

4 日 (火) 浅野・アジア経済研究所動向分析部・研究主任
との懇談

5 日 (水) 堤・住友生命保険相互会社、東京収納保全部・
部長との懇談

5 日 (水) 山口県アジア NIEs 経済事情視察団との懇談

3. 入・退会

下記の入・退会について審議した結果、以下の通り決定した。

(1) 入会 (4 社)

- MR T IWAKATA
(THE HONGKONG & SHANGHAI BANKING CORPORATION)
- JAL TRADING S'PORE PTE LTD
- MIYOSHI PRECISION (S) PTE LTD
- NIKKEI SHOJI CO LTD

(2) 退会 (5 社)

- YOKOGAWA ENGINEERING CENTRE PTE LTD
- HIBIYA ENGINEERING LTD
- YAMASHITA-SHINNIHON STEAMSHIP CO LTD
- SHINTO SHIPPING CO LTD
- MR A ITOH
(THE HONGKONG & SHANGHAI BANKING CORPORATION)

(3) 1988 年 10 月 11 日現在の会員数：502 社 (前月比 1 社減)

5. 会計報告

1988 年 9 月の会計報告として、高橋財務委員作成の会計報告書を理事会出席者全員に配布した。

9月の主な経済記事

- 9月13日 • シンガポール経済の成長加速に伴う労働力不足が深刻化
る中で、サービス及び生産部門の会社はパートタイム従業員の採用を一段と拡大せざるを得なくなっている。

シンガポールではいま、5万人を上回るパートタイム労働者が雇われていると推定される。1987年の労働力調査によると、同年年央のパートタイマーの数は4万7387人に達し、1981年の2万3250人に比べ6年間で倍増している。1981年にはパートタイマーが全労働力の僅か2%を占めていたのに対して、去年はそのシェアが4%にまで上昇した。

しかし、シンガポール全国雇用主連盟(SNEF)がまとめた資料(次表参照)によると、シンガポールのパートタイマーの活用は依然として他の主要国に遅れを取っている。SNEFはそのレポートの中で今日の労働力不足を解消するためには、パートタイム労働者の利用をさらに促進する必要があると強調している。

一方、労働省がSNEFの要請に応じてその労働力データベースからパートタイマー関係のデータを引き出してまとめた結果には、次のような特徴が見られる。

▲年齢

パートタイム労働者の大半は20～39歳で、特に30代がほぼ3分の1を占めている。パートタイマーの各年齢層のシェア(1987年中頃)を見た場合、30～39歳が31.1%とトップを占め、以下、40～49歳が22.2%、20～29歳20.8%、50歳以上20%、15～19歳5.9%と続く。

▲性別

女性パートタイマーが全体の56.5%を占め、男性のシェアは43.5%である。

▲職種

パートタイマーの職種については、製造業関係の生産従業員が43%を占めてトップ、セールスの21%、サービスの20%がそれに次いでいる。このほか、専門職、技術職、管理職などが9%、事務職は5%となっている。

▲賃金

全体の82%の月収が600Sドルを下回っており、1000Sドル以上のパートタイマーは僅か5%に過ぎない。

▲教育

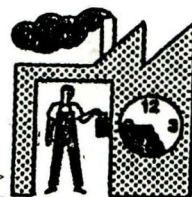
パートタイマーのうち、全く教育を受けていない者もしくは無資格の者が43%を占め、高等教育を受けた者は僅か2.1%を占めるに過ぎない。

一方、SNEF自身の調査によると、各部門の中でパートタイマー雇用率が最も高いのはサービス部門である。

SNEFが今年7月に行った調査の対象となった150社のうち、5分の1がパートタイマーを雇用していた。

また従業員の多い会社はパートタイマーの雇用率も高い。従業員200名以上の会社のパート雇用率が35%を超えている。それに対して従業員100～199名の会社は12%、従業員50～99名の会社は5%と同雇用率が下がっている。

ともあれ、シンガポール経済の好調な成長で労働市場の逼迫が一段と強まることが予想されるだけに、今後、雇用主にとってパートタイマーの活用が重要な課題となるものと見られる。



<国内就業人口に占めるパートタイマーの割合>

	シンガポール	日本	米国	西独	英国	台湾
1973	—	13.6%	14.3%	7.7%	15.3%	—
1975	—	15.2%	14.3%	9.0%	16.9%	—
1977	—	14.2%	14.5%	9.6%	16.9%	—
1979	—	15.0%	14.3%	9.5%	15.4%	—
1981	2.1%	15.3%	14.3%	10.2%	15.4%	—
1983	2.5%	15.8%	14.1%	12.6%	18.9%	10.7%
1985	3.9%	—	13.8%	8.8%*	23.4%*	9.4%
1987	4.0%	—	—	—	—	10.8%**

注：* 1984年データ ** 1986年データ

ソース：シンガポール全国雇用主連盟（SNEF）

- 14日 ● リー首相はインターナショナル・ヘラルド・トリビューン（IHT）のマイケル・リチャードソン地域編集長のインタビューに対して、東アジアと東南アジア諸国が“円”貿易圏を形成し、米国及び欧州の保護主義に対抗するのは、（自由貿易の原則からの）逆行であり、決して良策とは言えないと語った。

▲アジア諸国領袖は円貿易圏に不賛成

IHTのリチャードソン記者は、最近のリー首相に対する単独インタビューの中で、「日本は既にシンガポールや他のアジアの新興工業国からより多くの製品を輸入しているが、市場指向性を有する東アジア経済圏がこれにより更に密接な関係を結び、ひいては“円貿易圏”を構成して、米国や欧州の経済圏に対抗するような事はないか」と質問した。

リー首相はこれに対して、「東アジア諸国の指導者は誰もそうした構想に賛成しないだろう」と述べると共に、要旨次のようにその見解を語った。

▲東アジア諸国は政策協調で交渉力強化を

円貿易圏を形成することにより、USドル貿易圏や欧州通

貨貿易圏に対抗するのは良策ではない。東アジアおよび東南アジア諸国は、むしろ相互の政策調整や協力により、米国や西欧に対する交渉力を強化すべきである。

東アジアおよび東南アジア諸国は、米国や欧州産品に対して更にその市場を開放する必要がある。それは正に我々が欧米に対して市場開放を求めるのと同じである。

▲東アジア諸国のブロック形成は有り得る

東アジアおよび東南アジア諸国は、欧米に対する交渉力を強化する方法に関して、既に話し合いを開始している。1992年に共同市場を結成する欧州や自由貿易協定を進める米国とカナダは、東アジアおよび東南アジアが、極端な場合には特別の貿易ブロックを形成する可能性のあることを理解すべきである。この特別貿易区は、その交渉力をさらに強化するために、オーストラリアやニュージーランドを包含することができ、そうすることは決して関税貿易一般協定（GATT）に違反するものではない。また、もしそうした特別貿易区を形成するなら、全ての小国を包含する組織にすることが望ましい。そうすれば、1国が不当な待遇を受けた時、グループ全体が立ち上がってこれに対応することができる。

- 15日 ● 日本厚生省はシンガポール工業規格研究所（SISIR）を公認食品検査機関に指名した。

これによって、SISIRの検印のある罐詰食品や加工・乾燥・包装食品は、日本の公認食品検査機関の検印を受けたものと同様のものとして承認される。

同措置により、シンガポール食品の対日輸出がスピード・アップされ、関係会社は、今や食品のサンプルをSISIRへ送りさえすればよい。化学的、微生物学的分析などの関係検査は、日本厚生省が食品衛生法の下で決めた基準に基づいて行われる。

一方、SISIRは輸出検査・証明関係サービスの他に、その輸出技術支援部を通じて、技術や規格面で輸出業者に助言を与えている。同部はこれまで、電気製品のカナダ・西ドイツ向け輸出や、防火設備の米国・香港向け輸出などに際して、当地の業者に助言と支援を与えてきた。

- 19日 ● シンガポール経済の幾つかの部門に生じている労働力の不足は、単に氷山の一角に過ぎず、今世紀末までには国内労働市場全般にわたる深刻な労働力不足が表面化するだろう。

▲15～29歳の年齢層が縮小

保健省人口計画課（PPU）のポール・チュン課長は、このほどシンガポールの労働力問題について以上のように警鐘した。

同課長によれば、シンガポールの人口構成に変化が生じており、特に15～29歳の年齢層の人口が減少しはじめている。

15～29歳の年齢層の人口は、1985年は81万6000人だったが、労働省が最近発表した労働力調査によると、1987年には80万3000人と縮小しており、僅か2年間で1万3000人も減少している。

1987年労働力調査報告によれば、1987年中頃には就業人口の42%までが30歳未満の年齢層で占められていたが、1985年を基準年度に15～29歳の年齢層人口の変化を追ってみると、今世紀末までに同年齢層は25%も減少することになる。（下表参照）この年齢層の人口は、次の世紀の最初の20年間には小幅ながら回復するが、その後50万人にまで減少、現在の80万人台に比べると30%以上も減ることになる。

▲労働人口の新しい動き

多くの会社は企業の活力とバイタリティーを保つために、積極的に若い年齢層の従業員を採用しているが、シンガポー

ルの人口高齢化に伴って、若年労働力が減少すると共に、中・高年層の労働力が次第に増加する。

しかし、人口そのものは向こう数年間は引続き増えることが予想されている。とは言え、今世紀末には新たに労働市場に参入する者と引退する者の数がほぼ同数になり、その後は労働力が年を追って減少する見込みである。

さらに幾つかの新しい動きも注目すべきである。

まず、男性の労働力化率が僅かながら低下している。今日のような競争の激しい社会では、男性が教育を受ける期間が長くなり、労働市場への参加がそれだけ遅くなるのである。

またそれと同時に、50代以上の労働力化率も小幅ながら下がっている。その理由は、自分に働く意思がないか、あるいは高齢などの理由で雇われないかのいずれかとみられる。こうしたことから、政府当局と全国労働組合会議(NTUC)の定年延長の努力が十分な成果を挙げることは難しいものと予想される。

一方、女性の労働力化率はほぼ最適の水準に達しているとされているものの、シンガポールの総人口が2020年まで増加を続けるにもかかわらず、労働人口中の女性労働者の数は、1987年(47万3000人)から2000年(47万4000人)にかけて僅か1000人増えるだけである。その後の10年間にも更に1000人の増加が予想されるが、2010年を境に労働人口中の女性の人数は減少傾向に転じると予想されている。また、30歳未満の人口の減少と新たに労働市場に参加できる若い女性の減少を背景に、女性の労働力化率も下降の一途を辿るものと予想される。

▲経済構造の再編も必要

一方、晩婚や独身主義の出生率への影響を防止するために、政府当局が現行の人口政策を修正し、結婚と出産をより積極的に奨励する必要も指摘されている。

しかし、このような人口政策の転換に伴って、より多くの女性が母親の役割を果たすように求められる結果、仕事を辞めざるを得なくなる女性が増える可能性も否めない。このため、女性の労働力化率がさらに予想を上回るペースで低下することになるかも知れない。

労働力不足問題の解決に、人口政策の転換は大いに役立つだろうが、最も効果的な対策は経済構造の徹底的な再編だろう。即ち、省力化・自動化を推進し、産業構造の高度化を図ることである。シンガポールは今後、この2つの方式の併用により、その労働力不足に対処していく他ないだろう。（下表参照）

＜2030年までの若年労働者（15～29歳）人口の推移＞
（単位：1000人）

年	15～19歳	20～24歳	25～29歳	合計	指数
1985	235	286	295	816	100.0
1990	223	234	285	742	90.9
2000	206	191	222	619	75.9
2010	232	225	205	662	81.2
2020	193	211	231	635	77.8
2030	189	185	192	566	69.4

☆ソース：保健省人口計画課

26日 ● リチャード・フー蔵相はこのほどロイター通信社とのインタビューに対して、政府税制の長期目標では直接税を25%にまで引き下げることが目指されていると語った。

今日、シンガポールの法人税及び個人所得税の最高税率はいずれも33%となっている。

さらにフー蔵相は、貯蓄が開発資金の不足をもたらさない限り、貯蓄率が高くても、必ずしも悪いことではないと指摘した。

シンガポールは貯蓄率の最も高い国の一つで、しかも国家準備金も他の国を凌いでいる。一般の国の準備金が輸入総額の2～4カ月分であるのに対して、シンガポールのそれは7カ月分に達している。

シンガポールは天然資源がないので、完全に輸入に依存している。それだけにより多くの準備金を確保することが必要だ、と同相は説明した。

シンガポールの金・外貨準備高は今日、約319億7000万Sドルに達しているが、同資金は政府投資会社と金融管理局(MAS)によって管理されている。

フー蔵相によると、MASはその管理下にある準備金を主として短期投資に用いているのに対し、政府投資会社は海外の不動産購入などを含む長期投資に運用しているという。

廣 報 欄

** NEW MEMBERSHIP (11th October 1988)

* MIYOSHI PRECISION (S) PTE LTD

Mr H Sakurai (Managing Director)
5 Second Chin Bee Road
Jurong
Singapore 2261
Tel: 2655221, Fax: 2652058

* JAL TRADING SINGAPORE PTE LTD

Mr T Sakamoto (Managing Director)
16 Raffles Quay #33-02B
Hong Leong Building
Singapore 0104
Tel: 2253944
Fax: 2237287

* NIKKEI SHOJI CO LTD

Mr S Watabiki (Representative)
1 Magazine Road #03-07
Central Building
Singapore 0105
Tel : 5344856
Tlx : RS 50940 SINALM
Fax: 5341705

* Mr T Iwakata (Japan Desk Manager)

(THE HONG KONG & SHANGHAI BANKING CORPORATION)
21 Collyer Quay #07-00
Hong Kong Bank Building
Singapore 0104
Tel : 2221134
Tlx : RS 21259 HSBC
Fax: 2250663

** CHANGE OF ADDRESS & TELEPHONE NO.

* UTOKU EXPRESS CO LTD

(SOUTHERN CROSS CARRIERS PTE LTD)
70 Anson Road #15-05/8
Apex Tower
Singapore 0207

* NAIGAI NITTO SINGAPORE PTE LTD

24 Pasir Panjang Road #07-31/39
PSA Multi-Storey Complex
Singapore 0511

- * THE NIPPON FIRE & MARINE INSURANCE CO LTD
 4 Shenton Way #07-01/04
 Shing Kwan House
 Singapore 0104
 Tel : 2226001
 Tlx: RS 24922 NIPMASS
 Fax: 2222557

- * KOWA TRADING CO (S) PTE LTD
 10 Anson Road #19-15
 International Plaza
 Singapore 0207

- * SINGAPORE KCK (PTE) LTD
 Blk 625, Aljunied Road #04-03
 Aljunied Industrial Complex
 Singapore 1438

- * TOPPAN MOORE SYSTEMS (S) PTE LTD
 10 Collyer Quay #06-03
 Ocean Building
 Singapore 0104

- * TAKASHIMAYA CO LTD
 435 Orchard Road #14-03
 Wisma Atria
 Singapore 0923
 Tel: 7324000
 Tlx: RS 20389 SINTAK
 Fax: 7333434

- * JAPAN PULP & PAPER (S) PTE LTD
 78 Shenton Way #04-02
 Singapore 0106
 Tel : 2242588
 Tlx: RS 25876
 Fax: 2238131

- * POKKA CORPORATION (S) PTE LTD
 39 Quality Road
 Singapore 2261

- * SASAKI TRADING (S) PTE LTD
 402 Orchard Road #05-06
 Delfi Orchard
 Singapore 0923
 Tel : 7343835
 Fax: 7331625

- * NAKANO SINGAPORE (PTE) LTD
585 North Bridge Road #11-08/10/12
Blanco Court
Singapore 0718
- * TAKACHIHO SINGAPORE (PTE) LTD
24, Pasir Panjang Road #09-31/37
PSA Multi-Storey Complex
Singapore 0511
- * UCHIDA YOKO TRADING PTE LTD
9 Penang Road #08-19/21
Supreme House
Singapore 0923
- * HDM • DRY ADVERTISING PTE LTD
100 Beach Road #29-00
Shaw Towers
Singapore 0718
- ** CHANGE OF COMPANY'S NAME
- * KUBOTA SUPPLIES & ENGINEERING (ASIA) PTE LTD
From Kubota Ltd
To Kubota Supplies & Engineering (Asia) Pte Ltd
- * YOKOGAWA ASIA PTE LTD
From Yokogawa Corporation of Asia Pte Ltd
To Yokogawa Asia Pte Ltd
- * SEIKO INSTRUMENTS SINGAPORE PTE LTD
From Singapore Time Pte Ltd
To Seiko Instruments Singapore Pte Ltd
- * HARBOUR VIEW DAI-ICHI HOTEL
From Dai-Ichi Hotel (Singapore)
To Harbour View Dai-Ichi Hotel
- * TAKASAGO INTERNATIONAL (SINGAPORE) PTE LTD
From Takasago Far East Co Pte Ltd
To Takasago International (Singapore) Pte Ltd
- * HONDA R & D CO LTD
Singapore Representative Office (S.E.A.)
From Honda Motor Co Ltd
To Honda R & D Co Ltd
Singapore Representative Office (S.E.A.)
- * HDM • DYR ADVERTISING PTE LTD
From Dentsu . Y & R Advertising Pte Ltd
To HDM • DYR Advertising Pte Ltd

** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE

- * THE CHIYODA FIRE & MARINE INSURANCE CO LTD
From Mr J Harimoto to Mr K Yokota
- * KAMIGUMI SINGAPORE PTE LTD
From Mr H Ishida to Mr M Kato
- * UTOKU EXPRESS CO LTD
(SOUTHERN CROSS CARRIERS PTE LTD)
From Mr M Tsutsui to Mr T Saito
- * NIPPON KAIJI KYOKAI
From Mr T Ryoge to Mr H Omura
- * INABATA SINGAPORE PTE LTD
From Mr S Ueda to Mr N Otsuki
- * ISHIKAWAJIMA HARIMA HEAVY INDUSTRIES CO LTD
From Mr N Hamada to Mr M Abe
- * IHI MARINE ENGINEERING (S) PTE LTD
From Mr K Isobe to Mr M Abe
- * THREE BOND TEC (S) PTE LTD
From Mr K Matsuzawa to Mr K Niiyama
- * KINKI INDUSTRY (PTE) LTD
From Mr K Takamori to Mr Freddie Ang
- * MITSUI ENGINEERING & SHIPBUILDING CO LTD
From Mr T Takashi to Mr M Shirai
- * SASAKI TRADING (S) PTE LTD
From Mr S Sasaki to Mr K Sasaki
- * UCHIDA YOKO TRADING PTE LTD
From Mr N Nakamura to Mr A Sawada
- * SINGAPORE ONAMBA PTE LTD
From Mr M Koga to Mr H Ando
- * MITSUI CONSTRUCTION CO LTD
From Mr J Naoe to Mr Y Tahara
- * TOKYO BISO BUILDING MAINTENANCE (S'PORE) PTE LTD
From Mr T Inoue to Mr K Komai
- * MYOJO FOODS (SINGAPORE) PTE LTD
From Mr T Sasagawa to Mr Y Yoshimi

- * NC STAFLEX CO PTE LTD
From Mr T Hosoda to Mr T Sawa
- * HITACHI CHEMICAL CO LTD
From Mr G Sato to Mr A Yamanaka
- * ASIA CABLE ENGINEERING CO PTE LTD
From Mr T Amaya to Mr Y Arai
- * NACHI INDUSTRIES PTE LTD
From Mr K Suzuki to Mr T Koide
- * NTN BEARING SINGAPORE (PTE) LTD
From Mr T Suetsugu to Mr H Nakatani
- * ASAHI ELECTRONICS (S) PTE LTD
From Mr T Sano to Mr M Kurabayashi
- * TOPPAN MORE SYSTEMS (S) PTE LTD
From Mr H Uchida to Mr M Takabe
- * RDS (ASIA) PTE LTD
From Mr E Tsumura to Mr T Hirai
- * SINGAPORE KCK (PTE) LTD
From Mr K Suzuki to Mr K Nagashima
- * YAMATAKE-HONEYWELL CO LTD
From Mr F Okamura to Mr T Moriyama
- * Z. KURODA (SINGAPORE) PTE LTD
From Mr M Koezuka to Mr Y Kaneda
- * NEC CORPORATION
From Mr R Nakayam to Mr M Sugita
- * KOKOSHA SINGAPORE (PTE) LTD
From Mr K Tsuboniwa to Mr H Hirobe
- * SINGAPORE OILSEAL CO PTE LTD
From Mr K Umeki to Mr Y Tanaka
- * ISUZU MOTORS OVERSEAS DISTRIBUTION CORPORATION
From Mr Wong Chit Chong to Mr M Ueno
- * THE POLYOLEFIN CO (SINGAPORE) PTE LTD
From Mr H Maki to Mr Y Suenaga
- * THE NIPPON FIRE & MARINE INSURANCE CO LTD
From Mr H Kaneko to Mr T Oishi
- * HARBOUR VIEW DAI-ICHI HOTEL
From Mr I Hasegawa to Mr D Tanami
- * OKAYA SINGAPORE PTE LTD
From Mr K Iwatake to Mr T Shibata

資料案内

国内一般

シンガポール共和国移住法	-----	S\$15
民事法	-----	S\$ 5
刑法（暫定規定法）	-----	S\$10
公益事業法	-----	S\$10
貿易開発委員会	----- (会 員) -----	S\$ 5
	----- (非会員) -----	S\$ 8

投資関係

資金援助制度の手引き	-----	S\$ 8
法律15号（経流拡大奨励法改正法）1979年	-----	S\$ 5
経済拡大奨励（所得税免除）法〈改訂版・原文付〉	----- (会 員) -----	S\$30
	----- (非会員) -----	S\$35
経済拡大奨励（所得税免除）法1987年改正法	----- (会 員) -----	S\$10
	----- (非会員) -----	S\$20
法律（改正）時報第21号（経済拡大奨励法及び所得税法改正法）	-----	S\$ 5

租税・税制

法律第2号共和国所得税法改正（1973年）	-----	S\$ 5
法律第13号共和国所得税法改正（1977年）	-----	S\$ 5
法律第17号共和国所得税法改正（1980年）	-----	S\$ 5
法律第20号共和国所得税（改正）令	-----	S\$ 5
シンガポールとの租税（所得）条約	-----	S\$ 5
所得税法〈改訂版〉	----- (会 員) -----	S\$30
	----- (非会員) -----	S\$40
所得税法・1985年改正法	-----	S\$ 5
所得税法1986年・1988年改正法	----- (会 員) -----	S\$15
	----- (非会員) -----	S\$25
シンガポールとの租税（所得）条約〈改訂版〉	----- (会 員) -----	S\$20
	----- (非会員) -----	S\$30
関税法（第133 編）関税令〈1985年版〉	----- (会 員) -----	S\$15
	----- (非会員) -----	S\$20

会社法

法律第1号（共和国会社法改正）1970年	-----	S\$ 5
法律第4号（共和国会社法改正）1974年	-----	S\$ 5
法律19号1980年中央厚生年金法告示（付表の入替）	-----	S\$ 5
法律16号（会社の買収及び合併に関する）	-----	S\$ 5
シンガポール共和国会社法	----- (会 員) -----	S\$60
	----- (非会員) -----	S\$70
会社法・1984年改正	----- (会 員) -----	S\$30
	----- (非会員) -----	S\$40
シンガポール共和国憲法（再版）	----- (会 員) -----	S\$10
	----- (非会員) -----	S\$15
憲法改正法（1984，1985年）	-----	S\$ 5
国会議員選挙法（再版）	----- (会 員) -----	S\$10
	----- (非会員) -----	S\$15
事業登記法（1973年法律第36号）	----- (会 員) -----	S\$15
	----- (非会員) -----	S\$20

為替管理・関税

法律時報第6号	S\$ 5
金融業者法	S\$10

業種別規則

法律第18号工場法改正法(1973年)	S\$ 5
大気汚染防止法	S\$15

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許(実施権)法	S\$ 5
シンガポール共和国商標法	S\$10
価格規則法	S\$ 5
1975年水質汚染規則制及排水法	S\$10
1971年海洋汚染防止法	S\$ 5
印刷・出版業者法	(会 員) S\$ 2
	(非会員) S\$ 3
ホテル法	(会 員) S\$ 5
	(非会員) S\$ 8

労働関係

労働組合法(1977年)	S\$10
法律第3号(共和国労働雇用法改正)1970年	S\$ 5
法律(改正)時報(第25号)1981年中央厚生年金法(付録入替)告示	S\$ 5
法律(改正)時報(第26号)1981年雇用(年間賃金勧告)告示	S\$ 5
法律(改正)時報第22号(雇用法並びに労働者補償法)	S\$ 5
法律(改正)時報第23号(中央厚生年金法改正法)	S\$ 5
労働雇用法(1976年幼少年雇用規則)	S\$ 5
法律(改正)時報第24号(中央厚生年金改正法)	S\$ 5
法律(改正)時報第27号(中央厚生年金法を改正する法律)	S\$ 5
シンガポール共和国雇用法(改訂版)	(会 員) S\$20
	(非会員) S\$30
中央厚生年金法(改訂版)	S\$ 5
労働三法(雇用法・組合法・関係法)	S\$30

商工会議所出版物

業種別会員名簿(1987/1988年)	(会 員) S\$15
	(非会員) S\$30
月報(各月号)	S\$ 8
1987年度賃金改訂、最近の労働条件及び 福利厚生等の実態に関する調査報告書	(会 員) S\$25
	(非会員) S\$50
シンガポールにおける企業経営ガイド	(会 員) S\$15
	(非会員) S\$30

編集後記

12年ぶりに東西両陣営が顔をそろえ史上最大の規模となったソウルオリンピックも、無事閉幕、北朝鮮との共同開催の夢は実現しなかったものの、いろいろ話題の多かったビッグ・イベントでありました。財政的にも約3億5000万ドル（米ドル）の黒字となり、韓国はスポーツの面だけではなく、この祭典を通じて得た自信は、経済、社会、政治、全般に一段と飛躍が予想されます。あの東京オリンピック後の日本の経済成長を思い起こさせます。一方、アジアの経済大国、日本は、9月19日夜の天皇陛下のご容体悪化、絶対安静が続くなか、祭りや行事の自粛があいつぎ、おりからの秋の長雨とも重なり、なにか、「さめた」感がぬぐえません。

さて、10月19日が近づき、昨年、週明けのニューヨーク市場で起きた、株大暴落—いわゆる、ブラック・マンデーが、最近の話題です。

1929年の「大恐慌」をはるかに上廻り、世界の主な市場も連鎖的に広がり、翌20日東京株式市場の東証平均株価の下落巾は¥3836.48と過去の記録をぬりかえたことはまだ記憶に新しいところです。あれから1年、欧米と対照的に日本市場は暴落前の高値を上廻り活況を呈しています。「今後はどうなるのか」「クラッシュは再来するのか」。

10月半ば、このニュースが、新聞、雑誌に目だつこのところです。アジアでは、シンガポールでは、どうなるのでしょうか。

最後になりましたが、ご多忙中にも拘らず執筆の労をおとりいただいた植月氏、豊田氏、和田氏、誠に有難うございました。

今月の担当は、国松（日本交通公社）、小林（伊藤忠商事）でした。

広報委員会メンバー諸兄、執筆者のご協力を得て、無事発行することが出来ました、重ねてありがとうございます。

MONTHLY REVIEW

STRICTLY MEMBERS ONLY



CLEAN RIVER CAMPAIGN

M. C. I. (P) No. 8 / 4 / 88

COVER : PRINTED BY
TOPPAN PRINTING CO. (S) PTE. LTD.
TEXT : PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
155 Kallang Way #02-11/12
Singapore 1334. TEL : 2923831

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

~~C. P. F. BUILDING, 70 ROBINSON ROAD, #24-04 (24th Storey) SINGAPORE 0106~~

10 SHENTON WAY #12-04/05/06 (12th Storey) MAS BUILDING SINGAPORE 0207